



# けやき通信

60号

## ごあいさつ 「今年1年の振り返り」

早いものでもう12月ですね。そこで、少し早いですが今年1年を振り返ってみたいと思います。

今年最大の目玉は、4月から「相続登記の義務化」がスタートしたことです。今まで放置していても問題がなかった相続登記が一定期間内に登記をしなければいけなくなったのは大きな変化と言えます。

個人的には、相続セミナーを1月と7月に開催しました。また、所属している団体の会議で8月に松山、11月に長崎に行きました。ともに初めての訪問でしたが良い思い出もできました。9月には商工会の日帰りバス旅行で彦根城に行きました。2月には初めてコロナ感染しました。

ざっと振り返りましたが、仕事のにもプライベートでも充実した1年でした。これも皆さまのご理解の賜物です。

## 今月のテーマ 「遺言に関するQ&A 第10編」



今月号は遺言に関するQ&Aの第10編として、「清算型遺言」をテーマとします。

第47号（2023年11月号）もご参照ください。

### Q1. 「清算型遺言」とはどのような遺言ですか？

**A1. 遺言者の財産を売却して金銭化し、遺言者の債務や売却に要した諸費用を支払った後の残額を相続人等に分配することを内容とした遺言です。**

### Q2. どのような場合に活用できますか？

**A2. 次のような場合に活用できます。**

#### ①空家対策

両親の死亡により実家が空家となることも珍しくはありません。

「空家である実家の相続」は、住まないにもかかわらずそれを取得した相続人に固定資産税や修繕費などの金銭的負担が生じるだけでなく、所有者としての管理責任も生じますので敬遠されがちです。また「実家」ですので、「そんなに簡単に売却して良いのか？」といった売却に対する心理的プレッシャーを感じるかもしれません。

そこで、清算型遺言を活用し金銭で分配することにより、空家対策を行うことができます。

#### ②争族対策

相続において取得する財産の「多い」「少ない」を巡るトラブルは少なからずあります。そこで、不動産など細分化しにくい財産を売却して金銭化することで取得する財産の「多い」「少ない」を調整し、争族対策に繋げることができるかもしれません。

#### ③寄付をしたい場合

遺言で寄付をする場合、不動産や動産などの「現物」は

現実的に活用できるかといった問題や、固定資産税や管理面の負担などもあり固辞される場合もあります。

そこで清算型遺言により不動産や動産を金銭化することで、寄付を受取ってもらいやすくすることができます。

### Q3. 清算型遺言をする場合、遺言で決めておいた方がよいことはありますか？

**A3. 遺言執行者を定めておいた方がよいです。**

### Q4. 遺言執行者はどのようなことをする人ですか？

**A4. 遺言の内容を実現するための手続をする人です。**

遺言執行者は遺言の内容を実現するため各種の手続を行う人です。

清算型遺言の場合、①財産の売却、②債務や諸費用の支払い、③相続人等への金銭の分配など様々な手続を行う必要がありますので、スムーズにこれらの手続を行うためにも、予め「遺言執行者」を定めておいた方がよいと思います。

### Q5. 遺言執行者になるための特別な資格はありますか？

**A5. ありません。**

未成年者と破産者は遺言執行者になれませんが、弁護士・司法書士といった資格が必要ということはありません。

しかし、遺言執行者の役割は「遺言の内容を実現すること」ですので、それができるだけの実務能力がなければ務まりません。特に清算型遺言の場合、①財産の売却、②債務や諸費用の支払い、③相続人等への金銭の分配など法的知識や実務能力が求められます。また、中立・公正な立場からの手続も求められます。

そのため、弁護士・司法書士など法律専門職に遺言執行者を依頼することをお勧めします。

## 事務所のご案内



司法書士 吉川 豊  
TEL 0562-91-4350  
豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103  
業務時間：平日9時～18時

（事前のご予約で、時間外・土日も対応可能です。）



### 主な取扱い業務

- ✓相続・遺言の作成支援・成年後見等
- ✓不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓会社設立・役員変更・目的変更

（当事務所HP）



吉川事務所 豊明市